

災害にみまわれた方々には 法律で救助が受けられます

突然、自然災害に見舞われた被災者は「想定外」の事態に直面します。「災害救助法」は、そうした被災者を応急的に救助しようとする法律です。

しかし、災害がもたらした事態は、多種多様で法律の想定を超えることがしばしば起きます。災害救助法は災害の種類、対象、費用の限度額などの基準を定めていますが、その基準では、

救助の実施が困難な場合は「特例基準」を認めています（災害救助法施行令第9条2項）。

被災者の生命と財産を守るのは国の責務です。全国災対連は、被災者が日常生活で困っている「生の声」を行政に届け、事態の改善をはかるために活動しています。地元の被災者救援組織や全国災対連に相談してください。



災害救助法で以下の救助が受けられます

災害救助法 とは

一定規模以上の災害が起きた際、適用基準にもとづいて国が地方公共団体、日赤などと協力して、「応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること」を目的としています。（第1条）。

災害救助法にもとづく救助の実施は、都道府県知事が行い、市町村がこれを補助します（第2条）

- 食品・飲料水の供給
- 生活必需品・学用品の給与
- 医療の応急処置・助産の援助
- 被災者の救出
- 障害物の除去
- 避難所等の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 住宅の応急修理 など

実施主体は都道府県、国が費用の一定割合を負担

国基準を上回る救助を
都道府県の責任で
行うことができます

災害救助法施行令（9条2項）

前項の厚生大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法および期間を定めることができる。

★詳しくは、被災地の自治体窓口におたずねください。

★り災証明は必ず受けましょう。納得いかない場合は、異議申立ても行えます。

全国 災対連 とは

私たちは①被災者の生活再建と住民本位の復興の支援

②被災者生活再建支援法の改善

③運動・情報の交流 を目的に活動している全国組織です。

全国災対連

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
全労連会館4階 全労連気付
TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620
E-mail: saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp